

別紙

諮問第 1 1 2 6 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき行われた「平成 28 年〇月〇日付都市整備局が建設業者に対する営業停止命令について建築業者と都職員が面談した際の議事録も含め、処分が決定した経緯についての詳細な内容（この件に関連する全ての議事録、全ての会議録、全ての資料等、東京都が保有する全て）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成 29 年 12 月 1 日付けで行った本件一部開示決定について、条例 15 条 1 項及び 3 項に規定する第三者である審査請求人が、これを取り消し、その全部について非開示とすることを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件対象公文書は、建設業許可を受けていないにもかかわらず、工事 1 件当たりの請負代金の額が 500 万円以上となる建設工事を請け負った者に対し、東京都知事が、建設業の営業の停止の命令（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）28 条 3 項）の実施等について決定した際の文書である。

本件一部開示決定により開示とした営業停止処分に関する情報（後述する非開示とした情報を除く。）は、審査請求人が建設業法の規定に違反して行った違法な事業活動に関する情報であり、建設業法の規定により現に公にされている情報であることから、本件一部開示決定により当該情報を公にすることは妥当である。

なお、本件一部開示決定により当該情報を公にすることは、審査請求人である法人等の具体的な事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報ではない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年2月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成31年4月25日に実施機関から理由説明書を収受し、令和2年8月28日（第209回第一部会）から同年9月30日（第210回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件非開示部分について

実施機関は、平成29年10月3日付けの本件開示請求に関して、「建設業法第28条に基づく行政処分（営業の停止及び指示）及び同法第29条の4に基づく行政処分（営業の禁止）及び同法第8条第1項第11号に基づく行政処分（許可の取消）の実施について」を対象公文書として特定したところ、本件対象公文書に第三者に関する情報が記録されていたことから、同月13日付けで当該第三者に対し、条例15条1項に基づく意見照会を実施した。その結果、意見照会を受けた当該第三者は、同月23日付けで実施機関に対し、公文書の開示決定に反対の意思を表示した意見書を提出した。

これらを踏まえ、実施機関は、同年12月1日付けで、本件対象公文書に記載された情報のうち、代理人の氏名及び住所（以下「本件非開示情報1」という。）が条例7条2号に、施主の商号及び住所並びに業種（以下「本件非開示情報2」という。）が同条3号に、印影（以下「本件非開示情報3」という。）が同条4号にそれぞれ該当するとして、本件非開示情報1から3を非開示とする一部開示を決定し、同日付けで当該第三者にもその旨通知したところ、同月6日付けで当該第三者である審査請求人から審査請求がなされたものである（このため、実施機関は、同月13日付けで東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日付11政都情第389号）第5 8（1）の規定により、本件一部開示決定による開示の実施を停止し、同日付けで開示請求者にもその旨通知した。）。

イ 本件審査請求における審議事項について

審査会が審査請求書を確認したところ、審査請求人は、本件一部開示決定により、非開示とした部分以外の情報が公にされることによって、審査請求人を容易に類推させ、今後の事業及び名誉において、不利益となる可能性がある旨主張しているため、条例7条3号を理由とした非開示決定を求めていると解される。

この点について、実施機関は、本件非開示情報2以外の事業活動情報は、審査請求人が建設業法の規定に違反して行った違法な事業活動に関する情報であって現に公にされていることから、条例7条3号に該当しないと説明している。

そこで、審査会は、本件非開示情報1から3以外の開示することとされた情報が条例7条3号に該当するかについて判断する。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

情報公開制度は、本来広く何人に対しても開示請求を認めるものであり、その開示・非開示等の判断は一般的な観点から行い、開示請求者が業務妨害等を企図して開示請求を行っていることが当該開示請求自体から明らかであるような場合は格別、一般には開示請求者が誰であるかによって取扱いを異にするものではない。

この点、本件開示請求は、その記載内容等から、本件開示請求者が審査請求人の業務妨害等を企図して行ったものと認めるべき特段の事情は見当たらず、特定の日付における東京都知事による建設業者に対する行政処分の詳細について開示を求めるものである。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、当該行政処分そのものに関する情報に加え、建設業法31条の規定に基づく事情聴取に関する通知文案や、被処分者から提出された弁明書、弁明の機会の付与の実施に関する通知文の写しなど、当該行政処分に至るまでに実施機関が作成又は取得した文書が含まれており、これらの文書は、建設業法及び行政手続法（平成5年法律第88号）に則って当然に作成又は取得されるものである。

また、当該行政処分そのものは建設業法の規定により現に公にされている情報であるとの実施機関の説明について、事務局をして確認させたところ、国土交通省のウェブサイトにおいては、全国の建設業者に関する監督処分情報として、商号（名称）、

代表者氏名、主たる営業所の所在地の外、処分年月日、処分内容、処分の原因となった事実等が公表されており、当該行政処分についても、処分があった特定の日付や処分者が東京都知事であること、処分内容が営業停止であること等の情報が公表されていることを確認することができた。

このため、本件対象公文書における事業活動情報のうち、本件非開示情報1から3以外の情報については、これを公にしたとしても、特定の法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められないことから、条例7条3号には該当しない。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がないと認められ、実施機関による本件一部開示決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑